

第6章 資格課程

資格課程について

本学では、大学での学びを通して取得する資格として、下表のとおり資格をそれぞれ用意しています。各課程の詳細に関しては該当ページを参照してください。

資格課程名	該当頁	交付される証明書・取得階位
博物館学芸員課程	P170・171	「学芸員となるための単位修得証明書」
図書館司書課程	P172	「図書館司書となるための単位修得証明書」
学校図書館司書教諭課程	P173	修了証書（文部科学省）※
神職課程	P174～176	神社本庁神職階位「明階」無試験検定合格・「正階」授与※
明階総合課程（神道文化学部のみ）	P177	神社本庁神職階位「明階」（神社本庁の定める成績審査に合格した場合）※
保育士課程（子ども支援学科のみ）		保育士証※

※ 別途手続きがあります。

【各資格課程における諸注意について】

履修手続

履修登録の際、取得希望資格及び、各自が履修しようとする資格課程の科目を選んで、指定された期間に登録してください。なお、選抜試験・面接を行い合格した場合のみ履修可能となる資格に関しては選択をすることはできません。

課程費納入方法※

2年次はじめに自身の選択した資格における資格課程費を4月下旬の定められた期日までに、証明書自動発行機から納入してください。

※ 神道文化学科在学生が神職課程を履修する際は、納入する必要はありません。

年次別履修制限単位について

本課程の履修単位は、年次別履修制限単位の枠外となります。ただし、卒業要件に含まれる科目はこの限りではないので留意してください。

掲示

諸手続き及び伝達事項等については、教職・資格課程掲示板及び大学のホームページで案内します。

科目等履修生

学部卒業までに資格を取得するための必要単位を修得できなかった場合、卒業後「科目等履修生」として出願したうえで、必要単位を修得し、資格取得する方法があります。（神職課程については、一定の条件を満たす必要があります）。

希望者には手続要項を渡しますので、4年次の3月に教務課へ申し出てください。

明階総合課程及び保育士課程の履修について

明階総合課程は神道文化学部の学生のみ取得可能な資格、保育士課程は人間開発学部子ども支援学科の学生のみ取得可能な資格です。それぞれ、他学部・学科の学生は履修することはできません。